

第3章 計画の概要

1 基本理念

「子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」を目指します。

「子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」の実現に向けて、結婚し子育てしたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚と子育てを支援します。

2 基本的な考え方

(1) 奈良県の次代を担う全ての子どもたちの健やかな育ちを守り、結婚及び子育ての希望の実現を阻害している要因を取り除き、安心して子育てできるよう、次の4つの視点に立ち、施策を推進します。

① 子どもの最善の利益の尊重

子育て支援の推進にあたっては、児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)に定められている「子どもの最善の利益」を考慮し、保護者を含む大人の利益を優先するのではなく、子どもの人権を尊重する視点に立ち、施策を推進します。

② 全ての子育て家庭への支援

奈良県の子どもたちが、家庭環境や親の就労状況の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの幸せが大切にされ育つことができるよう、全ての子育て家庭に必要な支援を行います。

③ 結婚・子育てのための経済的・生活基盤の安定

結婚や子育てを希望していながら、経済的事情により希望を実現できないということのないよう、経済的・生活基盤の安定に向けた対策を推進します。

④ 地域の実情に応じた取り組みの推進

都市部と過疎地域では、待機児童の有無など、子育て支援のニーズに違いが生じていますが、いかなる地域においても、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子育てできる環境を整えることができるよう、市町村を支援します。

(2) 結婚期以前から、結婚期、妊娠・出産期、子育て期にわたるライフステージを通じ、切れ目なく施策を推進します。また、子どもたちが心豊かに健やかに育つように、家庭や地域での子育てを支援する施策、及び保健・医療・福祉・教育に関する施策を推進します。